

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、下記金融商品取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号に掲げる契約（以下、「投資顧問契約」とする。）

当社の概要

商号等	デルタインベストメント株式会社 投資助言・代理業者 福岡財務支局長（金商）第 79 号
本店所在地	〒818-0066 福岡県筑紫野市永岡 534 番地 1
資本金	1000 万円（平成 29 年 2 月現在）
取締役	石松 茂
主要株主	石松 茂
主な事業	投資助言・代理業
設立年月日	平成 18 年 3 月
連絡先	092-408-5508
加入協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号 102-00113

手数料など諸費用について

投資顧問契約（以下、「本契約」とする。）にあたっては、下記 2・3 に掲げる金銭をいただきます。

お取引にあたってのリスクについて

本契約に基づいて行う投資助言・代理業は、下記 1 に掲げる有価証券及び金融商品につきまして、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じるおそれがあることを説明するものではありませんが、実際の投資判断はお客様の決定に委ねるものでありますので、実際にお客様の被った損害につきましては、弊社は一切の責任は負いかねる

ものといたします。

有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

①株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化。債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

④先物・オプション取引

株価指数先物・オプション取引の価格は、対象とする日経平均株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うことがあります。

株価指数先物取引は取引金額が差入れる証拠金の額を上回るため、市場価格が予想とは反対方向に変化した場合には差入れた証拠金の額を超える損失が発生

する可能性があります。

日経225オプション取引の売り方は取引金額が差入れる証拠金の額を上回るおそれがあり、市場価格が予想とは反対方向に変化した場合の損失が限定されていません。

本契約はクーリング・オフの対象となります。

本契約に関しては、金融商品取引法第37条の6に掲げる「書面による解除」の規定が適用されます（下記5に記載）。

1. 投資顧問契約の概要

デルタインベストメント株式会社（以下、「弊社」とする。）は、次に掲げるものに関し、口頭、文書その他の方法により助言を行うことを約し、その対価として報酬をいただくことを約する投資顧問契約を締結し、本契約に基づき、助言を行うものといたします。

- ①有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向をいいます。）
- ②金融商品の価値等（金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいいます。）の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいいます。）

2. お支払いいただく金銭の額と助言の内容及び方法

株式市場の動きを分析し、
分析者等、且つ助言者の判断で、情報・投資方針をメールで配信

1ヶ月 会費 19,800円（消費税込み）

当サービスの利用料金の支払いは、指定した銀行口座にお振込みいただくか、カード決済になります。

3. 投資顧問契約に関する租税の概要

お客様が有価証券等を売買される場合には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券から得る配当、利子等への課税が発生します。

4. 投資顧問契約の終了事由

①書面による解除の意思表示があった場合

②投資顧問契約の期間満了日に達した場合

(契約を更新する場合を除きます。)

なお、支払期限までに報酬等のお支払いがない場合も、更新手続きが完了しなかったものとして契約期間の満了によって契約が終了するものとします。

③その他投資顧問契約の継続に、重大な支障が生じた場合

④当該会員が死亡した場合は死亡を知り得た時点を以って解約手続きがあったものとして取り扱います。

5. 投資顧問契約の書面による解除 (クーリングオフ)

本契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に掲げる「書面による解除」の規定の適用が有り、以下の規定の適用を受けるものといたします。

①本契約が成立したときに作成する金融商品取引法第 37 条の 4 第 1 項に規定する書面 (以下、「契約締結時交付書面」という。) を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。

②本契約の解除は、解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じるものといたします。

③弊社は、本契約の解除があった場合には、本契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の本契約に関して、お客様よりお支払いいただく対価として以下に定める金額を超えて本契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはいたしません。

イ) 本契約解除時まで本契約に基づき助言を行わなかった場合は、本契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

ロ) 本契約解除時まで本契約に基づき助言を行った場合は、本契約の契約期間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数で除して得た額に、契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数を乗じて得た額に相当する金額

④弊社は、本項に掲げる書面による本契約の解除があった場合において、当該本契約に係る対価の前払いを受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。

6. クーリングオフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、カード払い会員の方は契約を解除しようとする会員期限の 5 日前までにメール連絡もしくは書面にて解除することが出来ます。振込み会員の方は、入金期日までに振込みがない場合は、契約終了となります。

7. お客様に対する投資顧問契約に基づく助言の業務の用に供する目的で金融商品の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者（以下、契約締結前交付書面において、「分析者等」という。）及び助言を行う者の氏名

山根 晋爾（分析者等、且つ助言者）

8. 禁止行為

弊社は、投資助言業務に関して、お客様に対して又はお客様のために以下に掲げる行為はいたしません。

- ①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ⑤店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

弊社は、いかなる名目によるかを問わず、投資助言業務に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は弊社と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託することはありません。

弊社は、投資助言業務に関して、お客様に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をすることはありません。

9. 弊社への連絡方法及び苦情等の申出先

092-408-5508

メールアドレス info@fx-signal.net

10. 弊社が加入している金融商品取引業協会

弊社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

また、福岡財務支局で、弊社の登録簿を自由にご覧になれます。

11. 弊社の苦情処理措置について

（1）弊社は、「苦情・紛争処理規定」を定め、お客様等からの苦情等の申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

弊社の苦情等の申出先は、上記9の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 弊社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、弊社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金 9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

12. 弊社の紛争解決措置について

弊社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、弊社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。弊社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

デルタインベストメント株式会社 会員規約

第1条 (目的)

本規約は「デルタインベストメント株式会社」(以下当社と呼ぶ)が提供する株式情報サービス「今日はこの株を買いなさい!」(以下当サービスと呼ぶ)を利用する第3条所定の会員(以下会員と呼ぶ)の規定を定めることを目的とします。

第2条 (本規約の範囲及び変更)

1. 弊社が当サービスを通じて随時会員に対して発表する諸規定は本規定の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾したものとします。
2. 弊社は会員に事前の通知を行うことなく本規約を変更することができ、会員はこれを承諾したものとします。

第3条 (会員及び入会の承認)

1. 本規約を承認の上、当社に当サービスへの入会を申し込み、当社が承認した方を会員とします。又、当社が別途定める方法で当サービスの入会を受付、申し込み完了画面をもって、会員と当社との間で本規約を内容とする当サービスの利用契約が成立するものとします。
2. 申し込みを承認するのに支障があると弊社が判断した場合、入会を承認しないことがあります。

第4条 (入会の不承認及び承認の取消等)

弊社は会員が以下の何れかの項目に該当する場合、入会を承認しない場合があります。又既に入会の承認を受けている場合でも会員が以下の何れかの項目に該当する場合、会員への事前の通知、催告なしに当該会員につき当サービスの利用の一時的停止又は当サービスの会員資格の取消をすることができます。この場合、当該会員は、既に生じた当サービスの利用料金等については弊社所定の方法で支払うものとします。尚、弊社は承認しない理由を会員又は入会申込者へ明らかにしないことがあります。

- (1) 入会申込をした方が実在しない
- (2) 入会申込に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある
- (3) 入会申込時に規約違反等により会員資格の停止処分中であり又は過去に規

約違反等で当サービスの購者資格の取消処分を受けたことがある

(4) 入会申込時に当サービスの利用料金の支払いを怠っているか過去に支払いを怠ったことがある

(5) ID 又はパスワードを不正に使用した場合

(6) 当サービスの情報等を漏洩した場合

(7) 入会されている情報の改竄を行った場合

(8) 当サービスの運営を妨害した場合

(9) 当サービスの利用料金の支払い債務を履行延滞し又は支払いを拒否した場合

(10) 本規約の何れかに違反した場合

(11) その他当社が会員とすることを不相当と判断した場合

第5条（会員資格の有効期限）

第3条所定の会員が弊社の別途定める方法で当サービスの入会を受付、申し込み完了画面をもって、当サービスの会員資格が発生し、指定の口座に入金が確認できた日から契約の解除日まで有効とします。

第6条（変更の届け出）

会員は会員申し込み内容に変更があった場合、弊社に遅滞なく通知するものとします。尚、当該通知されなかったことにより会員が不利益を被ったとしても、弊社は会員に対し一切の責任を負わないものとします。

第7条（当サービスの内容等）

1. 弊社は、当社の判断により、会員への事前の通知なく、当サービスにおいて会員に提供するサービスの内容の追加、変更、部分改廃等を行うことができ、会員はこれを承諾します。

2. 弊社は当サービスにかかるシステムの保守点検及び不測の事態等の事由が発生した場合、会員への事前の通知なく、当サービスの提供を一時的に中断、停止することができ、会員はこれを承諾するものとします。

3. 前二項による当サービスの変更、停止等につき、当社は一切の責任を負わないものとします。尚、当サービスの変更、停止等がなされた場合には弊社又は弊社の委託した第三者を通じて通知します。

4. 尚、弊社は会員からのサービスの内容についての問い合わせは、一切受け付けないものとします。

第8条（当サービスの利用料金等）

1. 当サービスの利用料金、算出方法及びその支払い方法等は本規約で定める場合を除き、当社が別途定める通りとします。
2. 当サービスの利用料金等は、会員の承諾なく相当な手段による事前通知により適宜改定されることがあります。料金規定を変更した場合には、当サービスの利用料金等は、変更後の料金規定によります。
3. 弊社は会員により支払われた当サービスの利用料金が、規定の料金に満たない場合は当該会員に追加請求出来るものとし、もしその追加料金が支払われない場合には当該料金に見合う当サービスの会員資格の有効期限を変更できるものとし、

第9条（ID及びパスワードの管理）

1. 会員は、当社より貸与されたアクセス ID 等の管理、使用について一切の責任を持つものとし、
2. 弊社は、会員のアクセス ID 等の使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因して 会員が損害を被った場合でも、当該損害につき一切責任を負わないものとし、この場合、会員による当サービスの利用がなされたものとし、会員は、第8条に定める当サービスの利用料金等の債務一切を当社に対し負担するものとし、
3. 弊社が会員に貸与したアクセス ID 等は、申込時に入会を行った者のみが利用できるものとし、会員以外の第三者に使用させたり、譲渡、貸与、名義変更、質入、相続したりすることなどはできません。

第10条（禁止行為）

登録者は、当サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとし、弊社は、会員が以下の項目で禁止されている行為を行った場合、その行為に関する責任は当該会員が負い、当社は一切の責任を負わないものとし、会員が以下の項目で禁止されている行為によって当社に損害を与えた場合、弊社は会員に対して被った損害の賠償を会員に請求出来るものとし、

- (1) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反する行為
- (2) 他の会員または第三者に不利益を与えるような行為
- (3) 当サービスの運営を妨げ、或いは当サービスの信頼を毀損するような行為
- (4) 他の会員のアクセス ID 等を不正に使用すること
- (5) 他の会員又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為

- (6) 他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (7) 他の会員又は第三者を誹謗中傷するような行為
- (8) その他弊社が不相当と判断した行為

第11条（責任の所存）

1. 投資の最終決定は会員自身の判断でなされ、当社はこの情報を利用した投資判断から生じた会員の売買の損失又は利益について一切の責任を負わないものとします。
2. 弊社のサーバー、ネットワーク機器、回線などの故障、停止、停電、天災、保守作業、当サービスの更新その他の理由により当サービスの提供の中断、遅延などが生じ、その結果、登録者が当サービスの利用不能による損害又は情報の滅失又は損壊等の損害を被った場合でも、当社は、一切責任を負わないものとします。
3. 会員が当サービスを利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用負担において処理解決し、弊社に損害を与えないものとします。
4. 会員が本規約に違反した行為又は不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、当社は、当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第12条（解約）

1. 会員が当サービスの利用契約を解約する場合には、当社まで、書面もしくはメールにて解約の旨を届け出るものとします。但しクーリングオフについては書面のみの届け出とします。
なお、支払期限までに報酬等のお支払いがない場合も、更新手続きが完了しなかったものとして契約期間の満了によって契約が終了するものとします。
2. 会員資格は一身専属性のものとします。弊社は当該会員の死亡を知り得た時点を以って前項手続きがあったものとして取り扱います。

第13条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国憲法が適用されるものとします。

第14条（専属的合意管轄裁判所）

会員及び弊社は、会員と当社の間で本規約につき訴訟の必要が生じた場合には、

弊社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

*** 料金規定**

1. 利用料金の支払い方法

当サービスの利用料金の支払いは、金融機関への振込み、もしくはクレジットカード決済といたします。

2. 解約時のご利用料金の支払いについて

ご会員は当サービスを解約する場合には前第12条に基づくものとします。

弊社は、会員に事前の通知をすることなく、本規定並びに料金規定を変更することがあります。

尚、本規定は平成28年2月16日から実施するものとします。